

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目 次

【開 会】	.....	4
【議案第 1 号】	市長の専決処分事項承認について 専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）	..... 5
【議案第 2 号】	令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）	..... 10
【議案第 3 号】	令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	..... 17
【議案第 4 号】	令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	... 19
【議案第 5 号】	令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	. 21
【議案第 9 号】	矢板市個人情報保護条例の一部改正について	..... 22
【議案第 10 号】	矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	. 24
【議案第 11 号】	矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	... 24
【議案第 12 号】	矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	. 24
【議案第 13 号】	矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	... 27
【議案第 14 号】	矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について	28
【議案第 16 号】	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	..... 29
【陳情第 4 号】	日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情	. 30
【委員長報告】	.....	32
【閉 会】	.....	33

## 1 日 時

令和元年12月 4日(水) 午前8時58分(開会)～午前11時27分(閉会)

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 櫻井 惠 二

副委員長 中里 理 香

委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫

和田 安司 石井 侑男 中村 久信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(31名)

### (1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 三堂地 陽 一

### (2) 総合政策課(3人)

① 総合政策課長 室井 隆 朗

② 電算統計班長 石川 民 男

③ 政策企画担当 加藤 清 美

### (3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 高橋 弘 一

### (4) 総務課(6人)

① 総務課長 塚原 延 欣

② 行政担当 佐藤 賢 一

③ 人事担当 小野崎 賢 一

④ 人事担当 星宮 良 行

⑤ 財政担当 佐藤 裕 司

⑥ 管財担当 船山 幸 男

### (5) 税務課(2人)

① 税務課長 星野 朝 子

② 市民税担当 宮本 典 子

### (6) 社会福祉課(3人)

① 社会福祉課長 石崎 五百子

② 社会福祉担当 橋本 幸 江

③ 生活福祉担当 岡 信 乃

### (7) 高齢対策課(3人)

① 高齢対策課長 沼野 晋 一

② 高齢福祉担当 高橋 理 子

③ 介護保険担当 日賀野 真

### (8) 子ども課(4人)

① 子ども課長 田城 博 子

② 健康支援担当 渡辺 理 子

③ 保育担当 山下 征 子

④ 泉保育所長 塚原 由

### (9) 健康増進課(3人)

① 健康増進課長 細川 智 弘

② 健康増進担当 相馬 香 織

③ 国保医療担当 吉田 佐江子

### (10) くらし安全環境課(2人)

① くらし安全環境課長 小野寺 良 夫

② 危機対策班長 斎藤 正 一

### (11) 市民課(1人)

① 市民課長 柳田 恭 子

### (12) 出納室(1人)

① 出納室長 永井 進 一

### (13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森田 昭 一

## 6 担当書記

黒崎 真史、水沼 宏朗

## 7 付議事件

- 【議案第 1 号】 市長の専決処分事項承認について  
専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）
- 【議案第 2 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）
- 【議案第 3 号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 【議案第 4 号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 【議案第 5 号】 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 【議案第 9 号】 矢板市個人情報保護条例の一部改正について
- 【議案第 10 号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について
- 【議案第 11 号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 【議案第 12 号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例の一部改正について
- 【議案第 13 号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 【議案第 14 号】 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について
- 【議案第 16 号】 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
- 【陳情第 4 号】 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情

## 8 会議の経過及び結果

### 【開 会】

- 委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

（8時59分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、

【議案第 1号】 市長の専決処分事項承認について

専決第8号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

【議案第 2号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

【議案第 3号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【議案第 4号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【議案第 5号】 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【議案第 9号】 矢板市個人情報保護条例の一部改正について

【議案第10号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第11号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第12号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

【議案第13号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【議案第14号】 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

【議案第16号】 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

【陳情第 4号】 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情の13件である。

【議案第 1 号】 市長の専決処分事項承認について

専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

---

○委員長 「議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について 専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） 専決第 8 号については、令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）である。ことし 10 月 12 日から 13 日未明にかけて本市付近を通過した台風 19 号の大雨被害に係る災害復旧の経費である。

（「議案書」 1 頁から 2 頁を朗読）

（「補正予算書（専決）」 1 頁を朗読、2 頁から 4 頁までにより説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書（専決）」 4 頁から 9 頁までにより説明。）

歳入

1 2 款 2 項 1 目 農林水産業費分担金 農業用施設災害復旧事業費分担金は、災害の査定を受ける際の測量設計業務委託 7 地区分の地元の負担金。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 農業災害対策特別措置補助金は、メニューがいくつかある。農業災害対策特別措置事業が 1 / 2 補助のもので、病虫害の防除用の農薬の購入費、あるいは樹勢回復用の肥料の購入費、代替の作付用種苗購入費、農作物の処分に係る作業費、施設の撤去費などがメニューとしてあり、対象となるのは、トマト、イチゴ、ネギ、シュンギク、リンドウ、シイタケの原木などである。

次のメニューが、災害農業者支援型強い農業・担い手づくり総合支援事業で、国が 40%、県が 20%の補助ということで、農業施設の撤去や再建などに対する補助であり、矢板市ではイチゴ、シュンギク、リンドウ、原木シイタケの 20 棟の施設が対象となっている。

もう 1 つが、被災産地施設支援強い農業・担い手づくり総合支援事業で、国が 50%補助するもので、カントリーエレベーターの機械修繕に係るもの。

これらの3つの積み上げの金額が補正額となっている。

1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は財政調整基金からの繰入金である。

2 1 款 1 項 6 目 災害復旧費 公共土木施設災害復旧債は、道路橋りょうの災害復旧の事業費。

#### 歳出

6 款 1 項 3 目 農業振興費 農漁業災害対策特別措置補助事業の補助及び交付金は、県のほうから補助があるほか、市から追加で交付する補助金。

6 款 1 項 4 目 畜産業費 畜産振興事業の補助及び交付金は、10月の全員協議会で報告したもので、豚コレラの感染防止策として、野生動物の侵入防止柵設置者に対する補助金で、1/4の補助。

1 0 款 4 項 2 目 公民館費 公民館管理事業の委託料と工事請負費は、台風19号により、文化会館の電気関係がだめになったが、矢板公民館の電源も文化会館から引き込んでいた。文化会館が復旧しないと矢板公民館の電源も使えないので、これを切り離して矢板公民館単独で電源を確保できるようにするための実施設計と工事費である。

1 1 款 1 項 1 目 農地災害復旧費 農地災害復旧事業の委託料は、災害査定を受けるための設計書の業務委託で7カ所分。工事請負費は、八方ヶ原の牧場の管理用道路が崩れたことの復旧工事に要する費用。原材料費は、農地の法面を復旧するために杭、板などを原材料として生産者に支給するための経費。

1 1 款 1 項 2 目 農業用施設災害復旧費 農業用施設災害復旧事業の工事請負費は、農道53カ所。原材料費については、堰の補修などに係る14カ所分の原材料費。

1 1 款 1 項 3 目 林業施設災害復旧費 林業施設災害復旧事業の消耗品費は、林道の土嚢。委託料は、倒木の処理。工事請負費については、復旧工事ということで、延べ10路線の林道に係る経費。

1 1 款 2 項 1 目 道路橋りょう災害復旧費 道路橋りょう災害復旧事業の委託料は、災害査定を受けるための測量設計業務委託。工事請負費は、災害復旧に係る市道や認定外道路含めた 3 0 カ所と富田アンダーパスの電源復旧に係る経費。

1 1 款 2 項 2 目 河川災害復旧費 河川災害復旧事業の委託料は、災害査定を受けるための設計業務委託で、準用河川である新堀川に係るもの。工事請負費は、災害復旧費で認定外水路 1 2 カ所分の経費。

1 1 款 2 項 3 目 都市施設災害復旧費 都市施設災害復旧事業の委託料は、矢板運動公園内の法面が崩れたことによる、野球場のフェンスと堆積土砂の撤去等のための災害査定のための設計書作成の業務委託。

1 1 款 3 項 1 目 民生施設災害復旧費 温泉センター施設災害復旧事業の工事請負費は、城の湯の第 1 駐車場に駐車場の看板があり、それが倒れたことの復旧に係る経費。

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 確認であるが、総額で 1 億 8 千万円何がしとある。私の記憶では、全員協議会場で 1 億 7 千万円台の数字を聞いたように記憶しているが、全協で報告した数字との差は。

○委員長 暫時休憩する。 ( 9 : 1 8 )

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 ( 9 : 1 9 )

○総務課長 1 千万円ほど差があるというご指摘であったが、災害分として入れていなかったものとして、豚コレラの分がまず 1 つ。それから、矢板公民館の工事も災害復旧かと言うと災害復旧という捉え方もあるかとは思いますが、災害復旧ではなく、電源を引き直すということであるので災害のほうからは除いていたということである。

○和田委員 1 0 月 3 1 日の専決ということで、素早い対応で評価できる。今後、台風 1 9 号による被災に関して、追加でかかってくる経費などはあるか。

○総務課長 きょうの最後に、常任委員会閉会後にお願いと説明をさせていただこうか

とは思っていたが、今回の補正予算（第4号）については、あくまでも台風19号の災害に対する初動対応に係る経費である。そのため、災害査定の話もさせていただいたが、農林関係は災害査定が始まっているが、そのほかについては、12月や1月に予定されている。国で所管する部署によって査定の日程等が異なるため、国の査定で金額が決まったら、事業の規模が決まったら、決定次第迅速に対応したい。そうすると専決処分をさせていただくことが頻繁に起きると想定される。できれば、災害査定が終わるたびに専決処分に対応をさせていただければと考えている。もちろん専決処分については次の議会で承認をいただくことになるが、そのようにお願いできればと考えている。

○和田委員 そのように対応していただくことが現状に即した対応かと思うので、そのようにお願いできればと思う。

次に、公民館、文化会館の復旧は市民サービスに直結することかと思う。本格復旧はいつ頃を目途としているか。また、それまでの措置としてどのように対応しているか。

○総務課長 文化会館の復旧については、国土交通省や農林水産省関係は災害査定の話が来ているが、文化会館を管轄するのは文部科学省になるかと思うが、そちらのほうは3月の年度内にもどうなのかなという状況で、全然動きがない状況である。当然ながら、災害復旧をするとなるとそういったものも活用することになる。生涯学習課が担当となるが、どうするかについても情報収集をしながら検討している段階である。復旧についての時期などについては、生涯学習課長から全員協議会でお話させていただいたとおりであるが、今の段階で説明できるものはない状況である。

○和田委員 文化会館については目途が立たないということであるが、矢板公民館についてはすぐに利用できる状態になるのはいつごろか。

○総務課長 矢板公民館については、専決の予算の中にもあるが、数日前に電気の引き込み工事の契約をした。年度内には間違いなく利用できると考えている。

○和田委員 速やかな復旧も大切であるが、老朽化した施設にお金をかけて復旧すると

ということが合理的なのかという観点で、再配置計画に則った個別計画がある程度進んでいるのであれば、別な考え方もできるのかなと考えている。そういった発想があるのかということ、また、個別計画はどの程度進んでいるのか。

○総務課長 個別計画については、来年度全庁的に作成していくことで進めている。文化会館については、複合化という計画となっているので、方針のほうは先ほど説明したとおり説明できる段階にはないが、当然ながらいろいろな方向から検討はしている。説明できる状況にはないながらも検討はしているということである。

○和田委員 3年前に内川と中川に挟まれた施設は水害のときに機能しなくなると指摘させていただいた。そういった中で、個別計画は来年度策定予定ということで、策定の予定は分かるが、大規模災害が毎年のように起きていて、実際に使えなくなっている施設がある。前倒しで検討する必要があると感じている。その中で基本となるのは本庁舎であると思うが、6月の一般質問で、民間の有識者を入れた検討委員会を設置するという答弁をいただいた。そちらのほうの進捗はどのようになっているか。

○総務課長 まずは庁内の検討委員会で検討して、民間の方が入っていただけるまでの素地づくりをしている。12月24日にもまた庁内の検討委員会を開催して基本方針などを決めていきたいということで進めている。

○和田委員 今回たまたま被害にあったのは文化会館であったが、本庁舎も同じような状況になる可能性があったことを踏まえて、素早い対応を。そしてまた、今回は消防団が声かけをして人的被害はなかったが、防災無線を聞き取る装置をすぐにでも必要などところに設置することが人命を救うことにつながると思うので、その対応も補正を組んででもすぐに対応すべきではないかと私は考えている。

○伊藤委員 運動公園の法面の土砂崩れの話があったが、以前にもあり2回目かと思う。復旧工事となると原状に戻すだけになるかと思うが、もっと強靱化して崩れない対応をとるような措置はとらないのか。

○総務課長 今現在、担当課からの情報であると、災害復旧工事ということであるので、

基本的には、バージョンアップは難しいのかなという印象である。予定では年明け1月当初に災害査定を受けることになっている。まだ1カ月あるので、その辺がどのように動くかは分からないが、直近で確認した状況では災害復旧であるのでバージョンアップは難しいという話であった。

ただ、前に崩れた個所もそうであるが、ただ土で戻すのではなく、「ふとんかご」という玉石積みのかごを使って崩れないような工法をとるのではないかとは思っている。

○伊藤委員 今回は激甚災害の指定を受けているので、改良工事についても可能性はあるかと思う。その辺もよく打合せていただきたい。そうしたほうが将来的にかかる経費は少なくなってくると思う。数年後に同じような災害が起きた際にも同じような災害が起きないように。和田委員からもあったが、将来的に見据えて付加工事も必要ではないかと思うので、その辺もよく話し合って対応していただきたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

#### 【議案第 2号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

---

○委員長 「議案第2号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第5号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「補正予算書」1頁を朗読、2頁から6頁までにより説明。)

(詳細について「令和元年度予算に関する説明書」4頁から25頁までにより説明。)

歳入

9款1項1目 地方特例交付金は、減収補てん特例交付金の増。

10款1項1目 地方交付税は、普通地方交付税の増。

14款1項1目 民生費国庫負担金 障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス費の増。障害児給付費等負担金は、障害児の通所の給付費の増。それぞれ1/2の補助率。

14款2項2目 民生費国庫補助金 1節の社会福祉費補助金のうち、介護保険事業費補助金は、介護保険の制度改正に伴うシステム改修分で1/2の補助。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、事務の効率化事業分というものがあり、補助率2/3のものと1/2のものがある。それと、健康管理支援事業の準備ということで10/10の補助のものもある。それら3つのものを含めた数字。

2節の児童福祉費補助金の児童健全育成対策費補助金は、1/2の補助のもので放課後児童クラブ等環境改善推進事業補助金。

14款2項3目 衛生費国庫補助金 母子保健衛生費補助金は、産後ケアの補助であったり、母子保健の情報連携システムの改修費用であったりと、当初予算編成の際には国のほうの制度が固まっていなかったが、今回固まったため計上したもの。

14款2項4目 土木費国庫補助金 市営住宅等長寿命化計画策定補助金は、1/2の補助のもので、やはり当初予算編成時には国の制度が固まっていなかったということで、今回追加で計上したもの。

15款1項1目 民生費県負担金 障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金は、先ほど国庫負担金で説明したものの県負担分。後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、県が3/4負担するもの。

- 1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金。
- 1 8 款 2 項 3 目 後期高齢者医療特別会計繰入金 後期高齢者医療特別会計繰入金は、平成 3 0 年度繰入金の精算によるもの。
- 2 0 款 4 項 3 目 過年度収入 過年度収入は、障害者医療費の国庫、県の負担金の追加交付。
- 2 0 款 4 項 4 目 雑入 その他の雑入は、旧西小学校の北西側に通常砂防西小学校沢というものを県のほうで整備していただいた。整備に係る進入路が西小学校の北側を通ることになるが、その進入路で旧西小学校敷地内にある支障となる立竹木の補償費ということでの雑入。
- 2 1 款 1 項 4 目 教育債 学校教育施設等整備事業は、東小学校のトイレの改修をしており、そこに身体障害者用のトイレを作ってほしいということで学校から要望があったため、作ることとなるが、そこに係る起債。
- 2 1 款 1 項 5 目 臨時財政対策債 臨時財政対策債は、確定によるもの。

## 歳出

歳出については、今回は「職員給与費等」が多くある。これについては人事院勧告の実施に伴い、給料、期末・勤勉手当のほか、台風 1 9 号の災害対応に係る時間外勤務手当や、管理職員特別勤務手当の調整を行ったものであるので、各款での説明は省略させていただく。

- 2 款 1 項 1 目 一般管理費 人事給与管理費の嘱託員等社会保険料と賃金は、育休あるいは傷病休暇等の代替の臨時職員分の経費。
- 2 款 1 項 5 目 財産管理費 庁舎管理整備費は、近年不当要求などが市役所に対して大変ふえている。それに伴い、電話の録音装置を全部の部署につけたいところではあるが、厳しい財政状況の中そうもいかないのが、可能性が高い所に 1 5 台導入するもの。過去にもそのような電話があり、警察に相談したが、物的証拠がないと警

察も動けないようである。実際に今あるものを利用してトラブルがあった場所に持っていく、録音したものを警察に証拠として提出したところ、逮捕につながったという事例もある。

3款1項1目 社会福祉総務費 社会福祉総務費、地域福祉事業の委託料は、12月1日に民生委員の改選があり、2人ふえた。ふえた分の、避難行動要支援者に係る地区データ作成委託業務。

社会福祉体制強化事業の委託料は、社会福祉協議会にリフト付きワゴン車2台を委託しているが、それに係る経費がふえたもの。

温泉センター施設事業の備品購入費は、券売機が9月下旬に壊れたため、現在は人の手で対応しているが、新たな券売機の購入のためのもの。

障がい者福祉対策事業、小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業の償還金利子及び割引料は、過年度分の償還金。

障害者総合支援事業の扶助費は、上期の状況から想定をし、障害福祉サービス費で2,000万円の増を見込み、障害児通所給付費のほうが1,500万円の減を見込んでいる。トータルで500万円の増。償還金、利子及び割引料は、過年度の償還金。

地域生活支援事業の償還金、利子及び割引料も過年度の償還金。

国民健康保険特別会計繰出金の繰出金は、職員の給与と財政安定化支援事業への繰出金。

後期高齢者医療費と後期高齢者医療広域連合負担金は、いずれも確定による補正。

3款1項2目 老人福祉費 介護保険特別会計繰出金の繰出金は、職員の給料の災害対応の増分と、介護保険システムの改修費。

3款2項1目 児童福祉総務費 育成医療給付費の償還金、利子及び割引料は、過年度の償還金。

3款2項2目 児童措置費 児童措置費の償還金、利子及び割引料は、過年度の償還

金。

3款2項4目 児童福祉施設費 児童館施設費の補助及び交付金は、国の2次補正によるもので、放課後児童クラブ等の環境改善推進事業ということで、ICT化を推進するもの。児童の出欠の管理などをICTを使って行いたいという事業所があったため、それに対する補助。

3款1項1目 生活保護総務費 生活保護運営対策費の委託料は、被保護者健康管理支援準備事業の委託で、レセプトの仕分けするような業務で、国の補助率が10/10のもの。使用料及び賃借料は、制度改正に伴うシステムの使用料。償還金、利子及び割引料は、過年度の償還金。

4款1項3目 環境衛生費 環境衛生費の負担金は、広域行政組合の環境衛生施設整備に係る交付金の最終年度の精算のための減額。

8款4項1目 都市計画総務費 定住促進費の補助及び交付金は、くらしのびのび定住促進補助金に係るもので800万円の増。今年度上期のうちに既に56件、金額で3,714万8千円補助している。平成30年度上期では47件、2,839万8千円であった。件数にして9件、金額では875万円ふえている。ふえている理由は、想像になるが、昨年10月から長期固定金利の住宅ローン「フラット35」が国の制度としてあるが、それをこの定住促進補助金のほうでも使えるように制度を変えた。この「フラット35」を使ったお客様が平成30年度は10月からということもあったせいか1件であるが、今年度は9件あるため、その辺も増加した要因かと考えている。また、ことしの10月に消費増税があり、9月中に住宅の引き渡しをすれば8%であるが、それ以降だと10%になるということで、駆け込み需要もあったかと思う。補助金の申請ができるのが、引き渡しを受けてから1年以内であるので、今後も消費増税の関係の方が申請にいらっしゃる可能性も考慮し、増額補正するもの。

8款4項2目 公園維持管理費 都市公園維持管理事業の委託料は、長峰公園のサク

ラについて、今回の台風19号もきっかけとなっているが、サクラの老木が多くあり、公園の境界で隣に民家があるような場所、例えば国道461号の側道にある民家の北側は幹なども朽ちていたり、公園の東側のほうにも民家がありその脇にも朽ちているサクラもあることから、民家への影響を考慮し7本切りたいということである。

8款4項4目 公共下水道事業費 公共下水道事業特別会計繰出金の繰出金は、人事異動による人件費の減と、人勸と台風19号対応の分の相殺の額。

10款2項1目 学校管理費 学校一般管理費の工事請負費は、歳入のほうでふれた、通常砂防西小学校沢の立竹木の伐採分の経費。

10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業の工事請負費は、東小学校のトイレ改修にあわせて身体障害者用のトイレを1カ所整備する費用。

10款5項1目 保健体育総務費 生涯スポーツ推進事業の補助及び交付金は、第98回全国高校サッカー選手権大会栃木大会で、矢板中央高校が優勝した。3年連続10回目ということであるが、矢板市スポーツ大会出場費交付要綱に基づき、100万円を交付するもの。

#### 給与費明細書

人事院勧告の実施や台風19号の対応に係るもので、「比較」の欄に記載されているのは、それらによる数字。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

令和2年度用地取得奨励金は、追加分となる。用地取得奨励金については、矢板南産業団地に進出した企業に対して交付するものであり、創業されてからの交付である。

今現在、今年度操業予定であった富士精工と三上化学製鎖の分を令和元年度から令和2年度の間債務負担行為として承認をいただいているが、三上化学製鎖分については、今年度の支出が見込めないこととなったので、令和2年度から令和3年度まで

の債務負担行為として新たに追加するもの。

木幡北山はつらつ館管理運営事業については、10月1日の消費増税に伴う支出予定額の増。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 東小学校の身障者用トイレ整備が追加されていて、大変よいことだと思う。

当初の計画にはなかったが追加したということであったが、昨年度が矢板小学校、今年度が東小学校のトイレ整備をしていたかと記憶している。今後小中学校でトイレ改修の計画があるのかどうか、また、その計画に合わせてバリアフリーのトイレの整備をするような計画はあるか。

○総務課長 小学校のトイレについては、東小学校と矢板小学校を今年度実施している。

東小学校については、1カ所身障者用のトイレを整備する。矢板小学校についても、同じく整備することとしている。現在発注しているものにはなく、追加で加えることとなるが、矢板小学校分については、現行の予算の中で入札による残予算で執行が可能であるので、補正としてはあげていない。今後の予定については、必要性は認識していたが整備するまでには至っていなかったもので、これを契機に今後もトイレ整備をする際には当然考慮すべき点としながら進めていく。

○中村委員 歳入で、国庫支出金の中で市営住宅の長寿命化計画策定の話があったが、歳出のほうでは話がなかった気がするが、どこに出てくるのか。また、その中身についてはどのようなものか。

○総務課長 こちらについては、平成31年度当初予算の中で、市営住宅等長寿命化計画策定に係る業務委託を計上している。当初予算を編成する段階で国のほうの補助制度が具体的に固まっていなかった。今回固まったので、歳出の項目はあげずに歳入だけ補正している。内容としては、市営住宅の長寿命化の計画を作るというもの。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決された。

**【議案第 3号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

---

○委員長 「議案第3号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（沼野晋一）

（「補正予算書」7頁を朗読、8頁及び9頁により説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」30頁から40頁までにより説明。）

歳入

1款1項1目 第1号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料は、保険給付費の過不足の調整及び人件費に係る費用分。

3款1項1目 介護給付費負担金 現年度分は、介護給付費の過不足の調整。

3款2項1目 調整交付金、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分は、介護給付費の過不足調整及び人件費分。

4款1項1目 介護給付費交付金 現年度分は、介護給付費の過不足の調整分。

4款1項2目 地域支援事業支援交付金 現年度分は、介護給付費の過不足の調整及

び人件費分。

5款1項1目 介護給付費負担金 現年度分は、介護給付費の過不足の調整。

5款2項1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分は、介護給付費の過不足の調整分及び人件費分。

8款1項1目 介護給付費繰入金 現年度分は、介護給付費の過不足の調整による繰入金。

8款1項2目 その他一般会計繰入金は、人件費及びシステム改修に伴う一般会計からの繰入金。

8款1項3目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、4目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の現年度分は、介護給付費の過不足調整及び人件費の繰入金。

8款2項1目 介護給付基金繰入金 介護給付基金繰入金は、介護給付費の過不足の調整に係る基金繰入金。

## 歳出

歳出の主な要因としては、人件費については、人事院勧告の実施及び台風19号の災害対応に伴う人件費の整理。2つ目として、保険給付費等の過不足を調整をするための事業費の補正。3つ目として、システム改修に要する費用の補正である。人件費については記載のとおりであるので、説明は省略する。

1款1項1目 一般管理費 事務費は、システム改修に係る補正。

2款 保険給付費は、各項各目いずれも、各種の介護サービス給付費についての過不足分の調整で記載のとおり。

3款1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費、2目 介護予防ケアマネジメント事業費の負担金は、事業費の過不足の調整分。

3款4項1目 審査支払手数料 手数料は、事業費の過不足の調整。

## 給与費明細書

一般職員 8 名分の明細で、人事院勧告の実施及び台風 19 号の災害対応に伴うもので記載のとおり。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決された。

## 【議案第 4 号】 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 「議案第 4 号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長（細川智弘）

（「補正予算書」 11 頁を朗読、12 頁及び 13 頁により説明。）

今回の補正は、被保険者の減少による国保税の減。歳出 2 款の保険給付費の増による歳入の県支出金の増、人事院勧告に伴う給与費等の増によるもの。

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」 44 頁から 50 頁までにより説明。）

1 款 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税、2 目 退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者が減少したため、減額補正するもの。

5款1項1目 保険給付費等交付金 保険給付費等交付金は、歳出2款の保険給付費がふえたため、この交付金で賄うための増額補正。

8款1項1目 一般会計繰入金 3節の職員給与費等繰入金は、特別会計の職員6人分の人事院勧告に伴う給与費等の改正等による繰入金の増。

6節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政安定化支援事業として地方交付税として措置される分を繰り入れるもので、今年度の額が確定したことによる増額補正。

8款2項1目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、国保税減額の不足分を補うための増額補正。

## 歳出

1款1項1目 一般管理費 職員給与費等は、健康増進課職員3名分の人事院勧告に伴う給与費の補正。

1款2項1目 賦課徴収費 職員給与費等は、税務課職員2名分の人事院勧告に伴う給与費の補正及び災害対応に係る不足分の補正。

2款 保険給付費は、当初見込みより保険給付費が、一般被保険者分が増、退職被保険者等分が減となる補正。主な理由として、一般被保険者の増は70歳以上の被保険者が多くなっており、入院による療養給付費が多くなっていること、柔道整復やあんまマッサージの通院がふえていることによる。退職被保険者等分は、被保険者数の減に伴う減額。

6款2項1目 特定健康診査等事業費 特定健康診査等事業費は、健康増進課の管理栄養士1名の災害対応等による時間外手当の増及び共済費の増によるもの。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

【議案第 5号】 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

---

○委員長 「議案第5号 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

を議題とする。

提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「補正予算書」15頁を朗読、16頁及び17頁により説明。)

今回の補正は、保険料増に伴う広域連合納付金の増及び平成30年度一般会計繰入金  
金の精算等である。

(詳細について「令和元年度予算に関する説明書」54頁から57頁までにより説明。)

歳入

1款1項1目 特別徴収保険料、2目 普通徴収保険料の現年度分は、被保険者数の  
増減が主な理由。

3款1項2目 保険基盤安定繰入金 保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料  
軽減に対する繰入金で、今年度額が確定したことにより減額するもの。

4款1項1目 繰越金 繰越金は前年度の繰越金。

歳出

1款1項1目 一般管理費 繰出金は、昨年度の一般会計繰入金について精算し、不  
用額の100万円を一般会計に繰出すもの。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 負担金は、平成30年度分の調整と今年度の保険料増額による増額補正。

3款1項1目 後期高齢者健診事業費 備品購入費は、後期高齢者の健診の問診票の様式が変更になり、医療機関で受ける個別健診で問診票の宛名等を印刷するプリンタが作業できなくなり、新たに購入するためのもの。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (10:32)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:40)

#### 【議案第 9号】 矢板市個人情報保護条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第9号 矢板市個人情報保護条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」11頁を朗読。)

今回の改正については、要点が2点ある。

まず、メインの要因として、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を

図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「行政機関の有する個人情報の保護に関する法律」が改正された。法律にあわせて条例の改正を行うもの。条例第42条の6の中で、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができないという欠格事由を規定している。その中の第1号で「未成年者、成年後見人又は被保佐人」と規定しているが、「、成年後見人又は被保佐人」を削り、2号以下を1号ずつ繰り下げ、改正規定の中にあるものを第2号として追加する。なお、「規則で定めるもの」とあるが、規則で定めるものは、法律に準拠し適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切にできないものとする。

この改正にあわせて2点目として、個人情報保護条例の中で整合性がとれないものがあり、そちらをあわせて改正する。具体的には、条例の第2条で定義を定めているが、「この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて」とある。あくまでも個人情報とは、生存する個人に関する情報となっている。これに対して整合性がとれていない、お亡くなりになられた方、死者に関する部分を改正するもの。

第13条は、開示請求権の規定であり、第3項で遺族などが死者の個人情報を請求できる旨の規定となっているので削除する。

第14条は、開示請求の手続きの規定であり、死者の個人情報に係る部分を削除する。

第26条は、個人情報の訂正請求権の規定であり、第3項で「遺族等は、訂正請求をすることができる」としているものを削除する。

第27条は、訂正請求の手続きの規定であり、死者の個人情報に係る部分を削除する。

第33条は、個人情報の利用停止請求権の規定であり、第4項で「遺族等は、利用停止請求をすることができる」としているものを削除する。

第34条は、利用停止請求の手続きの規定であり、死者の個人情報に係る部分を削除する。

以上が改正内容の説明であるが、施行日については公布の日からとしている。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決された。

【議案第10号】 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第11号】 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第12号】 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第10号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第11号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第12号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を一括議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」13頁を朗読。)

今回の改正は、人事院勧告の実施に伴うもので、改正条例の中に、条例第7条関係の改正規定があるが、期末手当に係る部分であり、100分の5カ月分の引き上げを

するもの。改正条例第1条は今年度の12月に支給するもので、第2条のほうは来年度以降、100分の5の引き上げ分を6月分と12月分に振り分けて支給するという内容のもの。

（「議案書」16頁を朗読。）

改正の理由は、議案第10号と全く同じで、条例の第5条が期末手当の規定であり、改正の内容も同様となっている。

（「議案書」18頁を朗読。）

この改正については、人事院勧告の実施に伴うものと、加えて議案第9号で説明した「成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の交付に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が適正化されることによる改正。

この改正条例は4条建てとなっており、第1条と第2条が矢板市職員の給与に関する条例の改正規定で、第3条と第4条が、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正となっている。

第1条と第3条が平成31年4月1日からの適用。第2条と第4条は令和2年4月1日からの適用となっている。

改正条例第1条から説明する。条例第19条、第19条の2、第20条、第21条の改正規定については、成年被後見人等に係る欠格条項に関する部分について削除する改正。第20条の改正規定の後半については勤勉手当の規定であり、12月支給で100分の5引き上げを行う改正。

別表第1の行政職給料表は、人事院勧告に伴う改正であり、初任給を大卒で1,500円、高卒で2,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について所要の改正を行うもの。平均の改定率は0.1%で、平成31年4月1日に遡って適用するもの。

改正条例第2条について、条例第10条の2については、住居手当について規定し

ており、支給対象となる家賃の額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げる改正をするもの。手当が2,000円を超えて減額となる職員については、附則第3条で令和3年3月31日まで経過措置を設けている。現時点でこの2,000円を超えて減額となる職員は該当なし。条例第20条は、勤勉手当の規定であり、令和2年度から6月と12月合わせて100分の5月分引き上げる改正。

改正条例第3条について、条例第10条には、特定任期付職員の期末手当の規定があり、12月支給分の率を改正することにより、100分の5の引き上げを行う改正。現在はこの特定任期付職員はいない。別表第1は特定任期付職員に係る給料表の改正。別表第2は、一般職の任期付職員の給料表の改正で、改正条例第1条で説明した行政職の給料表との均衡を基本とし、平成31年4月1日に遡って適用するもの。

改正条例第4条について、条例第10条の改正関係は、第3条で改正したものを令和2年度から6月と12月合わせて100分の5月分引き上げる改正。

附則については、第1条が施行期日で、平成31年4月1日から適用となるものと令和2年4月1日から適用となるものを定めている。

第2条については、給与の内払に関する規定。

第3条については、住居手当に関する経過措置。

第4条は、規則への委任である。

○委員長 これより議案第10号、議案第11号及び議案第12号に対し、質疑を行う。  
質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより一括採決する。議案第10号、議案第11号及び議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は原案のとおり可決された。

【議案第13号】 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第13号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○社会福祉課長 (石崎五百子)

(「議案書28頁を朗読。)

上位法である「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するもの。

主な改正内容として、1つ目として、償還金の支払い猶予の規定が新設され、災害などやむを得ない理由により償還金を支払うことが著しく困難な場合、1年以内で猶予できること。2つ目として、償還金免除の事由で、死亡、重度の障害のほかに破産開始の決定が追加された。3つ目として官公庁に対する報告等が新たに追加された。償還金の支払い猶予と償還免除を判断する場合に、貸し付けを受けた者や保証人に対して資産の状況の報告を求めることができることとなった。そのほか、不正による一時償還、違約金の定め、市町村が認める償還金の猶予についてなどが改正されたことに伴い所要の整備を行うもの。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決された。

**【議案第14号】** 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第14号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○社会福祉課長

(「議案書30頁を朗読。)

城の湯やすらぎの里については、観光施設の設置等により、市内外からの利用者が大変ふえている。今回の改正内容は、キャンプ場については、当初4月から10月までの夏場の利用を想定していたが、昨今のキャンプブームにより、11月から3月までの冬季期間の利用が大変多くあった。この利用実態に合わせて、キャンプ場を通年利用に改正するもの。また、バーベキュー炉についても大変人気が高いことから、ほかの城の湯やすらぎの里の施設と利用しやすいように、利用時間、利用形態を合わせる改正を行うもの。現在、2時間30分ごとの利用時間をほかの施設と合わせて、4時間単位とし、料金を時間が長くなることから、200円から400円と改正する。

また、ふれあいの間、趣味の間、調理研究室、バーベキュー炉については、65歳以上、中学生以下の利用者数の割合が総数の1/2以上の場合には、料金が半額となっ

ている。そのうち、バーベキュー炉については利用者増に伴い水道代、洗剤、タワシなどの消耗品費、下水、調理室のグリストラップの清掃料がかさみ、利用料金以上の費用がかかっていることから、受益者負担により本減額措置をなくすもの。

本改正は、周知期間も必要であることから、令和2年4月1日から改正とする。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決された。

#### 【議案第16号】 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

---

○委員長 「議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書33頁を朗読。)

(「提出議案説明書」6頁、議案第16号部分により説明。)

令和2年4月1日より、小山市及び小山広域保健衛生組合が新たに、議会その他非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に加入することとなる。このことが、これから規約の説明をする際に1つ目として必要な情報である。また、小山市が非常勤の学

校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することが2点目。

この2点をあらかじめご承知おきいただきたい。

「別表第2第4条第4号に掲げる事務」とあるのが、先ほどの1点目のことによる改正。

「別表第2第4条第5号に掲げる事務」とあるのが、先ほどの2点目のことによる改正となる。

これらの改正について令和2年4月1日から施行するというもの。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決された。

**【陳情第 4号】** 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情

---

○委員長 次に、「日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情」を議題とする。

事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (水沼宏朗) (「陳情文書表」1頁を朗読。)

○委員長 意見はあるか。

○和田委員 意見の前に、議会運営委員会において陳情の取り扱いについて協議した際

に、外交問題に関する意見書の提出について意見が分かれた。取扱いについて参考となる資料があったので、今回委員に配付されていると思う。内容について、事務局からの説明を求めたい。

○委員長 事務局の説明を求める。

○事務局 資料の内容としては、昭和38年などに自治省から通達があったものに関する資料である。地方議会において外交問題に関する意見書の取り扱う際には、慎重に取り扱うようにという趣旨のものである。

○委員長 ただいまの話を受けた上で、全員の意見を聞きたい。

○中村委員 総務厚生常任委員会に付託することが決定されたので、この場で審議して結論を出すことが筋だと思っている。結論は3つしかない、採択か不採択か継続審査か。それに則って審査をしなくてはならない。

外交という面で一括りにはできない要素がいろいろとあると思う。その中で、個別に考えていった場合に、特に対日本というスタンスのものと、外国内の内政や、外国同士の外交の話に踏み込むことなど、いろいろな場合が想定されるので、1つにはできないという考えは持っている。

この件については、中国の内政に関する問題でもあるし、情報統制もあるのでどこまでが真実かということもつかみづらい情勢にもあると感じている。

したがって、軽々に取り扱う問題ではないと考えている。同時に、先延ばしして結論が出るものでもないと考えているので、この案件に限っては、判断ができないが先延ばしもすべきではないということから不採択と考えている。

○石井委員 資料にも外交問題に関する意見書の取り扱いは慎重にということが書いてある。趣旨は理解するところもあるが、外交問題に関することであるので、総合的に判断すると不採択と考えている。

○和田委員 現在香港で行われていること、人権侵害にあたるのではないかとことや、一連の動きは危惧される場所ではあるが、その状況をもって矢板市議会として

国に対して意見書を出すことにはならないのではないかと判断する。したがって不採択がふさわしいと考えている。

○伊藤委員 外交問題に関しては、中村委員からもあったように、直接日本に関わること、対日本として原子力潜水艦が日本に寄港することなどについては、意見書を出す必要性もあるのかもしれないが、今回の件は内政干渉になってしまうのではないかと考える。個別の案件ごとに慎重に考えていく必要があると考えている。私はこの陳情に関しては、道義的な問題はあるかもしれないが、あくまでも中国と香港の間の問題に干渉することはできないと思うので、不採択と考える。

○神谷委員 陳情の内容として自衛隊云々など気にかかるところもある。慎重に扱っていかないと、軽々にはできないと感じている。可か否か延長かという3つしかないということであるので、現状では不採択となるかと考える。

○石塚委員 判断しづらいが、資料にもあるように、外交政策に関連し、交渉に影響を及ぼすこともあるので、慎重な態度をとることが望ましいとあるので、この陳情に関しては不採択という判断をする。

○副委員長（中里理香） 私も不採択が適切と考える。

○委員長 これより採決する。陳情第4号は、不採択とすることに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定した。

### 【委員長報告】

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

（異議なし）

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

---

○委員長 これにて総務厚生常任委員会を閉会する。

(11時27分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長